

ヘーゲル論理学における反省の論理について

——ヘーゲルの本質理解との関連において——

太田 信二

「本質とはなにか」の問いは、哲学の端初をいまイオニア自然学派にみるとすれば、まさにかれらが無限の多様のうちに統一を求め、万物のアルケーを探究して以来の哲学史を貫く一つの根本問題であるといえよう。もちろん、この問いが根本的であればあるほど、それはまた多面的視点から論じられうる。しかしそうした諸問題のなかでも、本質と存在との関係をめぐる問いが、それ自体また多様な形態をとりながらも、一つの核心をなしてきたことは、あえて諸例を引くまでもなく明らかであろう。ヘーゲルが本質の認識を、存在を超え出るヒトラスゲイエンことと存

在の内へ入り込むこととの両過程の統一において構想している (vgl. II-13) のも、この問題の解決についての態度表明であると考えるべきであろう。すなわち本質論の序論的箇所「冒頭命題」「存在の真理が本質である」(II-15) に、すでに真理として存在を超えているものと超えられるものとの他者性という問題を見ることができ、**「本質的なものと非本質的なもの」**から「仮象」を経て「反省」へと至る本質論の論述はこの本質と存在との他者性をめぐっての展開に他ならないのである。ヘーゲルの言明をもってすれば、それは、「本質は単純な自己自身との同等性である。しかし本質が存在の領域一般の否定であるかぎりである」(II-18)とされるその最

初の段階から「本質は、本質自身⁽¹⁾がそれであるところの自己の否定⁽²⁾を介して自己を自己と媒介するものとしてあるところの自立的なものである」(II-23)という本質と存在との具体的同一性が顕在化する過程なのである。

そうであるとすれば、本質の自己運動の形態と規定される (vgl. II-24) 反省 Reflexion は、まずもってヘーゲルによる本質—存在関係の論理的定式化として位置づける必要があるのではないであろうか。小論の目的とするのはこうした観点からの反省の論理の把握であり、ヘーゲルの一元論的本質観、およびそれによって表現されている現実的事態——存在の止揚態としての本質とはなにかという問いにたいする解答——の検討である⁽¹⁾⁽²⁾。

こうした本論の意図からいって、本質論の第一篇、第一章全体の表題ともされている仮象の論理内容がきわめて重要な意味をもつてくるといえるであろう。なぜなら、仮象は一つにはまさに存在が本質において止揚されていること、しかし他方では「本質がまずもって直接的なものとしてとられ、それが即目的にあるようにはとられていない」(II-23)かぎりでは、「なお存在の領域から残っている唯一の残滓」として「本質から独立した直接的側

面をもつ……ようにみえる」(II-19)という二面をもっているからである。ヘーゲルが存在と本質との関係を一元論的に把握しなおしうるためには、したがって、この存在が仮象としてなおもつ本質にたいする独立性、他者性が止揚されなければならないのである。それ故、ヘーゲルはこの仮象論の課題を次のように定式化している。

「仮象を本質から区別している諸規定が本質自身の諸規定であり、そしてさらにそれが仮象であるこの本質の規定性が、本質そのものにおいては止揚されているということが示されなければならない」(II-21)。

したがって、まずもって考察の対象となるのは、ヘーゲルによって「即自向目的に無的な直接的なもの das an und für sich nichtige Unmittelbare」(II-19)あるいは「非存在の直接性」(II-21)と規定されている仮象をどう把握するのかという点、仮象を構成する契機、すなわち無的なものないし非存在と直接性とをどう把握するのかという問題である。本論の主題である反省の論理との関係でいえば、次に引用する定立的反省の冒頭でヘーゲル自身が指摘しているように、この仮象の二契機の間なる並存を止揚すること、⁽³⁾いいかえれば非存在の直

接性・非存在が直接性であるというパラドクスの解決がわれわれの向うべき方向であり、本質の具体的同一性の論理、すなわち、仮象を本質自身の映現態、Schein⁽⁵⁾へととらえかえさせる本質の映現作用、Scheinenとしての反省の論理を明らかにする道であるといえよう。

ヘーゲルはいう、「仮象は無的なものあるいは本質を欠いているものである。しかし無的なものあるいは本質を欠いているものは、その存在を、そのなかでそれが映現する他者においてもつのではなく、その存在はそれ自身の自己との同等性〔すなわち直接性：引用者〕である。否定的なものがこうして自己転換すること dieser Wechsel des Negativen mit sich selbst が本質の絶対的反省として規定されるのである」(II-25)。

ところで仮象は、トイニッセンも指摘しているが、「それ自体無的なもの das an sich Nichtige」(II-21)と規定されているように、まずもって、非存在の直接性であるといえよう。それに対して「存在の領域においては、存在は自己⁽⁷⁾のなかに否定をもつ存在であった。存在がこの否定の直接的基盤でありエレメントであり、だから否定はそれ自身直接的なそれであったのである」(II-32)

といわれるとすれば、われわれはそこに「それ自体無的なもの」としての仮象、すなわち止揚された存在の規定との端的な対照をみてとる必要がある。いいかえれば、上のような性格をもつ——ヘーゲルは、それを存在⁽⁸⁾の論理が有論⁽⁸⁾を基本的規定しているのに対して、仮象の無的なものという規定は本質論における規定の在り方の基盤、エレメントを示していることができるであろう。

したがって、仮象の性格を明らかにするためには、まず第一にその無的と対照をなす存在⁽⁹⁾ということ、およびそこにおける否定性の問題を簡単⁽⁹⁾にみておく必要がある。第二には、無的といわれる仮象への基盤の転換、換言すれば有論から本質論への移行がいかなる事態を現わし出しているのかの考察を介して、無的なものという規定の意味を明らかにしなければならない。こうした考察から、第三に、非存在の直接性の問題についても、解答を引き出すことができるであろう。というのは、有論の最後の段階である限度がすでに即⁽⁹⁾自的に本質であるとすれば (vgl. I-391) したがってまた限度論の充的な展

開が同時に本質の生成の過程なのであるとすれば、本質論における直接性、すなわち概念的に把握された意味での非存在の直接性、仮象の止揚態の問題もこの限度論の展開のうち在即自的に含まれているはずだからである。そもそも、さきに言及したように、存在がたんなる仮象とされるのは、本質が即自的にそうである有論の成果としての本来の在り様ようさまにおいてとらえられていないからである (vgl. II-23)。そうであるとすれば、本質への過程がすでに本来的には仮象の止揚の論理を内包していると考えらるべきであろう。

二

さて、無的と対照をなしている存在存的とは、たとえば「定在定は直接的な、あるいは存在存的な規定性としてある規定性をともなった存在である」(S. 90) という指摘にみられるように、存在をたんに「がある」というその直接態においてとらえているにすぎない論理レベルの規定ということができよう。

もとより、或るものがまさに或るものと規定されている以上、そこに否定性の契機をみることができよう。し

かしこうした「がある」の論理が支配しているかぎり、その否定は単純に他の「非存在をともなった存在」(I-116) であるにすぎない。「質としての否定は存在存的なものとしての否定である。つまり存在が……その直接的基盤、エレメント」(II-33) をなしているかぎり、「或るもの非存在と定在とは相互外在的に離れ *auseinanderfallen*」(I-137) ざるをえないのである。一般に有論の世界が或るものと他のものとのたんなる多様と変化、すなわち並存と継起 *Neben- und Nacheinander* の世界といわれる論理的根拠はここにある。ヘーゲルの次の指摘は、小論の目的でもある反省との関係を含めてこうした存在存的、直接的規定の・したがってまたそれによってとらえられる存在の・特色を端的に表現しているといえよう。

「或るものと他のもの、あるいは有限なものと無限なものといった有の反省諸規定は、それがたとえ本質的に互いに指示ヒンゲzeigtしあっている、ないし向他有としてあるにしても、質的な、それだけで独立して存立するものとみなされる。つまり他者がある、*das Andere ist* のであり、有限なものは無限なものと同様、直接的にあり、それだ

けで独立して固定的に存立するものとみなされるのである」(I-131)。

本質論の冒頭で論じられる「本質的なものと非本質的なもの」とが「本質を定在の領域へと逆もどりさせる」(II-18)といわれるのもこの故に他ならない。すなわち本質と存在とを単純に他者関係で把握するこのカテゴリーは、両者をそれぞれそれだけで固有の存立をもつものにしてしまうからである。だから非本質的なものは、「ただ本質への関係においてのみ否定的なもの」(ibid.)であるかぎり、否定性の契機を示すにすぎない。換言すれば、本質的なものと非本質的なものは互いに他者という関係においてそれぞれ自己の否定性を示しているにすぎず、定在の場合と同様に、存在、有を基盤とした否定にとどまるのである。したがってまた、仮象の否定性をたんに本質によって否定されることによるものとする時としてみられる見解⁽¹⁰⁾も、そのかぎりでは不十分なものに他ならない。こうした把握は、本質—存在関係を存在的・有的にとらえているにすぎないからである。

それではこうした把握に対置される本質論の基本性格はどのようなものであろうか。以下、第一節の終りで示

した第二の課題を、本質論への移行が直接論じられている有論の最終段階に即して考察していこう。

さて、有論の最後の段階としての限度⁽¹¹⁾は、それに先行する質的諸規定および量的諸規定の一面性の止揚態であり、両者の統一態である。もちろん統一といっても、或るものは、たんに質的に規定されているだけでなく、量的諸規定ももっているということに尽きるのではない。それは統一の一形態であるにしても、「質的なものと量的なものとの有的統一」にすぎず、したがってまた「その諸契機はひとつの定在としてある」(I-301)だけだからである。それに対して限度論の展開の基礎となっていて、それは、簡単な例を掲げれば比重がそうであるように、或るものの量規定が、それ自身その或るものと他との區別となる質的規定性をなしているという事態である。ヘーゲルが基盤の転化をみるのも基本的にはこの点においてである。なぜなら量的規定あるいは量的変化は、そうした場合、質的規定の直接性にもはや無関与ではありえず、しかもいわば静止的統一においてばかりでなく、量的変化が一定の限界を越えるかぎり、質的変化をも引き起すという意味でそうなのである。そうであるとすれば、

質的規定は、悟性的には他のものとしての量規定の変化によって自分の存在的・有的性格を失っているのであり、かえってそうした独立した諸々の質的直接態を貫く同一的なものにおける量的変化の一定の結節線と考えられよう。すなわち質的独立性は量的変化によって、逆に漸次的・連続的量的変化は質的変化によって否定され、中断されるのだとすれば、⁽¹¹⁾そのことは量と質との無関与性の否定であると同時に、「この過程の根底に両者の統一である基体 Substrat が存していること」の提示^{フアイトン}あるいは「定立」(I-444)に他ならないであろう。そしてこの過程的同一性としての根底、基体こそヘーゲルによってさしあたって有論のすべての規定性の否定とされ、「絶対的無差別」(vgl. I-445f.)と呼ばれるものなのである。だからこそまた「完成された存在」(§107 Zusatz)としての限度は、こうした根底の洞察によって、ヘーゲルが小論理学の有論の冒頭で展望したように存在の自己否定、換言すれば存在的・有的なものという有論においての存在の在り様^{モダ}の否定でもあるのである。

さらに注目すべきなのは、或るものとの間の内在的關係によって形成されるところの、それ自体新たな、独自の

質的規定を意味する量関係によって、それぞれの或るものの質的規定がもつ直接性が止揚されるという観点を媒介として、こうした基体の過程的同一性が論じられることである。すなわち過程的同一性による直接態の否定は、その過程の契機それ自身が、それぞれ内在的に存在的という直接態を自己否定する構造に媒介されているのである。

この点を明らかにするためにはもう少し限度論の内容に言及する必要があるだろう。さきに限度論の基本的観点は、それ自身質的規定の意義をもつ量規定であると指摘したが、ヘーゲルによる限度論の展開は、一般的にいえば、こうした量規定と、それがなお量規定であるかぎりでもつ質的無関与性、すなわち外的定量の側面との諸統一の提示となっている。その際ヘーゲルが提起するのが特有化、Spezifizieren の概念、いかえれば関係項の各々が内在的計測者、das immanente Messende (I-399) になることによって外的なものをそれに固有の仕方では受け入れるという視点⁽¹²⁾であり、こうした特有化にもとづく量関係が他者関係において一つの独自の質的規定を形成しているという点⁽¹³⁾である。

さて、ヘーゲルが限度論において述べている質と量との諸統一のなかでもっとも具体的な関係は、「実在的限度」の関係、つまり関係する二項がそれぞれ限度としてとらえられている場合であろう。そうした実在的限度において特有化が起るとすれば、その特有化された量規定はいわば諸限度の限度、諸限度からなる独自の限度——直接的な限度をもつもの間の、それらに即した量関係であると同時に、それらの直接的な質とは区別された独自の質的规定を表わす内在的關係——として把握されるべきであろう。他方、諸限度の各々が互いに形成する關係のモメントとなっているかぎり、その關係とは切り離されているかぎりでもっているそれらの直接的限度としての存立は否定される。つまりそこにおいては直接性をもつとされた根底性、基盤的性格は否定されているのであり、むしろ固有の仕方での特有化された量關係が示す關係規定こそそれらモメントを存立せしめる根底、基体¹⁵に他ならないといえるであろう。さきに指摘した過程的同性を媒介する直接的存立の自己否定とは、このことを指しているものであり、無的なものとしての存在把握への基盤轉換の客觀的意味も、ここにみられるべきなのであ

る。いかえれば、こうした事態が、ヘーゲルによってまずもって存在の真理としての本質の生成過程とされるものなのである。すなわち、存在的といわれた存在の固¹⁵定的な *substantive* 直接的存立が存在自身の内在的關係によってことごとく否定されるところに、したがってまた、そうした意味での存在の非存在性、空無性 *Nichtigkeit* をもって新たな本質論の地平が拓かれるのである。

それでは第三の非存在の直接性についてはどうであろうか。ヘーゲルが有論の最後のカテゴリーである絶対的無差別を、上述したように、さしあたって有論のすべてのカテゴリーの否定としながらも、なおそこにとどめなのは、限度論が存在的直接態を基体へと單純に還元すること以上の意味をもっているからであり、本質への移行はなおその点での説明を必要としているからである。¹⁶ 端的にいえば非存在の直接性の問題はこの点に關係しているのである。

こうした課題を意識していたからこそ、ヘーゲルは、この基体としての特有化された關係と直接的限度——上に指摘した、關係づけられるものがその關係と無関与的にもつ限度——との否定的統一¹⁶を論じ、後者すなわち

「それ自身にそくして質的であるはずの直接的限度」が前者に即して「はじめて真に質的規定性である」(I-411)とするのである。絶対的無差別に即せば、「即自的」は、有のすべての規定がそこにおいて止揚され、また含まれている統体性「であるという」(I-456)にとどまらずに、否定的統一態としての把握へまで進むことが「本質への移行」という表題の下で要求されるのである。要するに絶対的無差別がその量的形式においてもつ欠陥の克服、換言すれば量的関係規定の充実な意義は、その関係が示す独自の質的意味との、したがってまたそれによって関係づけられているものの、この関係においての規定性との統一的把握によってとらえられるのである。こうした点からすれば、存在的から無的への転化は、二つの構造契機から成り立っているといえよう。すなわち存在なものごの自己否定は、第一にその直接態が特有化にもとづいて契機へと引き下げられることであると同時に、第二にそのことが示す関係規定である根底が否定的に自己へと関係すること——根底的同一性を仮りに横系列というとすれば、この関係はその横系列を可能にしている縦系列といえよう——によって成り立たしめられ

ているのである。それ故、直接的な質の存立は同時に関係規定からのそれのとらえかえし、縦系列においての把握を必要としているのであり、またそのことによって、はじめて真に直接性の止揚が主張できるのである。だからこそ存在の直接性は今や「還帰してあること Zurückgegangensein」なのであり、「結果する・無限の自己合致」(I-457)なのである。否定的なもの、無的なものとしての存在がその否定的性格を自己否定することによる自己関係性、上の表現を使えば、結果する無限の自己合致こそ非存在の直接性なのである。

ところでこの直接性は、論理的にいえば「がある」としての直接性にたいする否定の否定としての直接性ということになるであろう。しかしその場合問題となる否定作用の対象は、一般化していえばAに対する否定的なものBではない。A自身が自己の直接的存立を否定し、無的なものとなつている状態が否定されるのである。その結果が上述したように関係規定からのとらえかえしによって新たな規定をもつて存立するという事態なのである。ヘーゲルが仮象論で使っている「否定的なものにたいする否定」「自己に關係する否定性」(II-23)という

表現もこの意味での否定の否定であると考へなければならぬ。⁽¹⁷⁾ そうであるとすれば、今までの論述から知られるように、この否定の否定としての直接性は、けっしてトイニッセンのいうようなたんなる「ドグマ」にとどまるものではないであらうし、あるいはヘンリッヒのいうような客観的事態に関わらないために「命題論理学の形式的諸関係の存在論への翻^{ヘンリッヒ}訳」⁽¹⁸⁾にもとづいたものでもないことは明らかであらう。

いづれにしてもわれわれの分析はすでに非存在と直接性がたんに有論的に互いに存在的、有的なものとして相互外在的に存しているのではないことを示した。直接性は非存在の「自己転換」なのであり「自己の他在」としての自己との同等性への否定の移行「(H-18)」なのではない。そこにまたもはや移行とはいえない新たな媒介形態——反省が定式化される必要があるのである。

「反省はまずもって無の無への運動であり、したがって自己自身と合致する否定である。この自己との合致は一般的にいえば自己との単純な同等性、つまり直接性である。しかしこの一致は自己の他在としての自己との同等性への否定の移行ではなく、反省は移行の止場として

の移行である。というのはそれは否定的なもの、自己自身との直接的な一致だからである」(H-25f)。

三

以上の分析にもとづいていまやわれわれは本質の自己運動としての反省——いいかえれば仮象論が抱えていた有論の残滓という問題の克服の論理——について語ることができるであらう。

まずもって確認すべきなのは、存在の否定者としての本質は、けっして過程外的第三者として持ち込まれたのではないということである。本質—存在関係は、まずもって存在の自己関係という視点からとらえられねばならない。本質—存在関係とは、同時に存在の横系列である根底的同一性が把握されることによる、縦系列としての存在の自己二重化をもたらず「存在の自己」への還帰「(H-14)」つまり存在が自己へと還帰していることに他ならないのである。したがって「本質は止揚された存在である」(H-18)とすれば、それはあくまで存在の自己止揚態が本質であることを意味しているのである。そのかぎり、有論と本質論とは、同一の境域、すなわち ens

の学としての (vgl. I-61) 換言すれば *あるもの* の充大な学としての存在論⁽²⁰⁾である客観的論理学を形成しているのである。

しかしまた、この自己還帰としての存在の自己関係、したがってまた客観的論理学の同一性は、上に述べた存在の自己二重化を含んでいるかぎり、そのうちにすでに区別を内在させた具体的自己同一性である。たしかにそこには直接態としての存在とは異なる存在の、他者の契機をみることができであろう。還帰という言葉をまたそこにひきつけて考えることもできよう。還帰つまり *Rückkehr* は *nach dem Rücken hin* というその言葉が示す方向をもっているからである。すなわち存在の自己へ、還帰は同時に存在が自己の背後へ帰ることとの統一をなしているのである。そしてこの背後 *Rücken* あるいは *Hintergrund*こそ、それによって存在がはじめて真に質的に規定されるといわれていたように存在の真理としての本質なのである。したがって自己の二重化を内に含んだ存在の自己関係が、同時に存在—本質関係となつていふことができるであろう。存在—本質関係は、あくまで存在が自分を否定することを踏まえて成立する

のであり、存在を一方的に非存在とする超越者として、存在から離在し、存在に先立つ他者である本質、それ自体を必要とはしないのである。こうした理解は、繰り返し指摘しておけば、有論的基盤にとどまった本質理解にすぎない。ヘーゲルにおいては、存在自身の内在的關係による直接態の自己喪失態である非存在が自分の空無性 *Nichtigkeit* を否定し、「結果する無限の自己合致」(I-45)として直接態を再確立するという存在の自己運動——したがってわれわれはこの運動を、無から無へ、運動による自己合致といふことができよう——のなかではじめて本質が対自化されるのであり、存在の論理としての本質理解というヘーゲルの核心的思想が成り立つのである。

ヘーゲルの反省の論理は、こうした存在の自己運動を内に含んだ本質の自己関係、本質による存在のとらえかえしの論理なのである。この本質の自己関係が成り立つとすれば、仮象はまさに本質の映現態と訳されるべき意味をもつことになり、本質はたんに仮象をもつのではない、本質は同時に映現態という意味での仮象なのである。だからこそ「本質は、本質自身がそれであるところの自

己の否定を介して自己を自己と媒介するものとしてあるところの自立的なものである」(II-22)といわれるのである。本質の否定性が「無限の否定性」(Ibid.)といわれるとすれば、それは本質の否定作用が自己の他者としての否定者を単純に否定するのではなく、その他者が自己であることを示すことによって否定することを意味しているのである。ここではじめて自己の否定としての他者を否定するという否定の否定が問題になるが、次のような見解は事柄の本質を見誤ったものであろう。

「絶対的否定性とは……自己の否定が自己の他者の措定となるような否定を意味する。」

「参照関係においては、自己の否定はすなわち自己の他者の措定となる。自己の他者とは自己の否定によって措定されるものであり、自己の否定者である。したがって、自己への復帰は自己の否定(他者、あるいは他者の措定)の否定として成り立つのである。」²³⁾

今単純にするために自己と他者とをそれぞれA、Bで表わせば、こうした見解がいつているのは、BはAの否定であり、したがってAはこのBの否定として否定の否定であるということになるが、ヘーゲルが本質の否定

の否定の眼目とするのは、ヘーゲルからの引用が示しているように、同時にAがBであることをも含んでいなければならぬからである。本質と存在との関係は、たんなる相互前提としてではなく、本質の映現(Scheinen)として、したがって本質の自己関係として把握されるべきなのである。

しかし本質をその生成から位置づけたわれわれにとつては、この本質の自己同一性はすでに明らかであろう。存在の自己復帰は、同時に絶対的無差別といわれた根底的の同一性を、それが本来それであるところの・存在が関係において形成するそれら存在の直接的規定とは區別された・新たな規定として具現することだったからである。したがって即自的本質、すなわち存在の他者としての抽象的同一性においてある本質は、他者としての存在を否定することによって同時にその他者のなかで自己を実現するのであり、此喩的にいえば、その他者を自己として知るのである。自己関係としての存在の自己への復帰は、本質に即していえば、本質の自己関係を成り立たしめているのである。このことによって本質—存在関係は、本質と存在との二元論によってではなく、また超越者とし

ての本質それ自体の想定によってでもなく、さらに存在の真理としての本質を否定する実証主義、本質の認識を否定する不可知論へ逃げ道を求めることによってでもなく、存在の自己関係と本質の自己関係を同時に統一した一元論として示されるのである。

以上本質の自己運動としての反省の基本的論理を明らかにしてきたが、ヘーゲルは周知のようにこの反省を定立的反省、外的反省および両者の統一である規定的反省からなる運動として詳論している。これまでの論述からすれば、反省がこうした構造をもつ必然性は容易に理解されうるであろうが、以下基本的諸点を確認しておくことにしよう。

さて、われわれの所論からすれば当然のことながら、ヘーゲルはまずもって定立的反省を、仮象における否定性と再確立される直接性との関係、自己関係の否定性の問題から始めている。反省は存在の自己還帰と相即してのみ成り立つからである。存在が自己へ帰ること、したがってそれが還帰として直接性であることが、比喩的にいえば光の反射においての鏡面と同じように、本質の運動としての反省に定立作用の形態をとらせるのである。

したがってこの直接性は、あくまで「結果する無限の自己合致」(I-57)なのであり、こうした運動に先立って「がある」として出発点をなしているのではない。だからこそ反省はまずもって定立作用なのであり、定立作用であるからこそ前提作用——自己が規定し、否定すべき他者としての直接性の前提——でありうるのである。しかしこの他者としての直接性は、反省にとって他者であると同時に他者ではない。われわれはすでに存在の自己還帰が同時に本質の自己実現、映現であることをみてきたが、そうであるとすれば、この本質の前提作用は、他者としての自己を前提するのであり、「自己自身から自己を反撥すること」(II-27)に他ならない。そこにまた「自己のうちにとどまる自己関係の否定性」(ibid.)としての本質が成り立つのであり、だからして定立作用として前提作用である反省は、同時にふたたびこの反撥によって本質の「自己自身のもとへの到来 Ankommen」(ibid.)をも内に含んでいるのであり、まさに本質の自己定立作用でもあるのである。⁽²⁵⁾

こうした構造をもつ定立的反省は、ヘーゲルによって外的反省へ移行するものとされている。ある意味では、

この外的反省は定立的反省内での前提作用と重複するといえようが、ヘーゲルがこうした構成をとったのは、定立作用が前提作用を含むのだとすれば、定立作用全体が、前提作用の側面をもつのであり、定立作用全体が展開されてはじめてまた前提について語りうるからであろう。いずれにしてもしかし外的反省の前提作用がふたたび定立作用と統一され、したがって「その真なる存在の面からの直接的なものの定立」(II-31)としてとらえかえされ、「定立的反省と外的反省との統一」(II-32)と位置づけられている規定的反省へと移行するのは、定立的反省での所論からしていれば当然のことであろう。

むしろその際重要なのは、すでに本質—存在関係に即して述べた事柄からも知られるように、この定立作用が同時に定立されるものの自己内反省、自己還帰すなわち「直接性自身の内的反省」(II-30)を伴っている点である。それ故定立されるものは、たんなる被定立有 *Gesetzsein* ではない。被定立有、すなわち「定在が即自的にそれであるところのもの、つまり否定的なもの」(II-33)であると同時に、また自己同一的なものだからである。ヘーゲルはいつている、「被定立有は……そ

れ自身として否定である。しかし前提されたものとしては自己へ反省したものである」としての否定である」(IInd)。もとより、定立されるものの定立されるものとしての、また同じく定立するものの自己還帰という意味での自己内反省、自己関係は、抽象的同一性すなわち「区別されるものをただ同一性から切り離し、のみならず依然としてそれを同一性の外に有的なものとして放置するような相対的否定によって成り立つ」(II-39)のような同一性ではありえない。むしろそれ自身全体であると同時に契機であるような、したがって「自己の他在を自己のうちへ取りもどしている」(II-35)自己同一性である。しかしまた自己同一性、自己関係の成立は、相対的にであれ固有の存立をも意味しているのであり、そのかぎりでもた必然的に、それが自己の契機として含んでいる他者を自己から反撥し、定立することを伴っている。それ故、規定的反省は一面では、それ自身定立—前提—定立という動的構造契機からなっていた定立的反省の回復であると同時に、外的反省の顕在化を介した反省として必ずしも単純な復帰ではない。すなわち、今述べたようにそこではじめて他者性の契機の、あるいは他者の自立化が、

しかしあくまでその他者性の止場という側面を含みつつ、現われうるからである。そこにまた規定的反省が規定的反省と呼ばれる所以があるといえよう。規定するということは区別することだからである。規定的反省は、規定する反省として区別の定立であり、それ故また規定された反省なのである。いいかえれば、反省の完成はむしろ「自己の外に出た反省」(II-34)、すなわち構成契機の自己関係にもとづく相対的自立化による未分化的統一態としての反省のいわば分節化を、もたらすのである。ここに反省の規定態つまり反省規定が成立するのであり、統一態としての本質、したがって本質として把握された存在の構造は「規定された本質」(II-35)として本質の規定 Wesensbestimmung へと分節化するのである。⁽²⁷⁾ もちろんこうした区別、またそれにもとづく相互前提は相対的なものに他ならない。⁽²⁸⁾ 上に見たように前提作用を定立作用としてとらえかえすことが、一元論的本質観を可能にする反省の論理を貫いているからであり、したがって反省規定間のたんなる相互前提のなかに排斥的反省の論理が見い出され (vgl. II-65) さらにはそれが定立的反省として把握される (vgl. II-67) からである。

以上、われわれはヘーゲルの一元論的本質観に焦点をあてて、したがってまた反省の論理をもそうした観点から検討してきた。もちろん、ヘーゲルの本質理解にかんしては、先きに註(1)で指摘した客観的観念論における一元論という問題も含めて、なお多くの点を明らかにしなければならぬが、わけても本質の諸規定、内容の考察が必要であろう。もはや紙数上の制約からただ指摘するにとどめざるをえないがこの点に言及しておこう。われわれはその生成過程の考察のなかで本質をさしあたって根底的同一性——もとより映現し、さらにまた現象し、顕現する、動的同一性である——と規定した。その際またこの同一性は、動的同一性であると同時に、多様を統一する関係規定、多からなる一という意味(この点を論じた時に縦系列としての前者に対して横系列という表現を使った)をももっていることを指摘しておいた。この一般的特質の具体化の諸段階が本質論の内容をなしているのである。すなわち「自己自身においての反省としての本質」と題される第一篇での一般的な本質の構造契機およびその具体的連関を明らかにしたヘーゲルは、たとえば「根拠と根拠づけられたものとの相互依存および無限

の連関からなる世界」(3212)としての現存在の問題、あるいは現象の「存在的な多面的差異性」と「単純な区別へと還元された多様性」といわれる現象の「反省した内容」(II-151)との統一、すなわち多からなる現象とそれを貫く一としての法則との統一の問題等の一群の諸カテゴリーを論ずることによって、一元論的本質の規定の具体的・体系的展開をめざしているのである。さらにいえば、ヘーゲルが本質論の最後を、哲学史的にはスピノザ的唯一実体と無限多の活動的主体とされるライプニッツのモナドとの統一・止揚という構想の下で展開していることは、今述べたことの脈絡で理解できると同時に、くわえて本質の具体的展開が最終的にはどのような論理をめざしているのか、換言すればヘーゲルの「概念」がなにを意味しているのかを示しているといえるであろう。

* ヘーゲルからの引用は Suhrkamp 版全集による。

「論理学」は巻数を示すローマ数字(五巻はI、六巻はII)とページ数で示した。また節数のみが印されているのは「小論理学」からの引用である。さらに引用文中の……は引用者の中略箇所を示している。

(1) この一元論が客観的観念論の一元論であるといへば、あることが孕む問題をも含めて論ずることは、今回はでき

なかった。なお客観的観念論における一元論の基本的性格については橋本剛氏の「ヘーゲルの転倒とマルクス主義の成立」、『学園論集』(北海学園大学)十一号、一九六七年、同十二号、一九六八年がくわしい。

(2) 反省の論理は、論点、強調点の置き方によって多様に論じられうる。たとえば島崎隆「ヘーゲルの「反省・反省諸規定」論」、『唯物論』(唯物論編集委員会編)六号、一九七六年は、とりわけ矛盾の考察に力点を置いたものであり、小西邦雄「ヘーゲルの「反照」理論」、『理想』四四七号、一九七〇年、および Peter Reiginger, Reflexion und Ichbegriff. In: Hegel-Studien, Bd. 6, Bonn, 1971. は反省と自我の論理との関連を探ろうとしたものであり、最近のものとしては、D・ハンリックが「論理学のもっとも重要な説明手段の意味に明るくなること」(Dieter Henrich, Hegels Logik der Reflexion. Neue Fassung. In: Hegel-Studien, Beiheft 18, Bonn, 1978, S. 228.) という方法的観点から反省を取り扱っている。さらに P・ロースは「反省を根本的には形式と存在との関係をめぐるものであるとし、それにもとづいて形式の学としてのイデアリスムス」という観点を提起している(Peter Ross, Form und Grund. Interpretation eines Kapitels der Hegelschen Wissenschaft der Logik. In: Hegel-Studien, Beiheft 6, Bonn, 1969)。

(3) レーニンも仮象の問題にかんして「ヘーゲルほど偉大でない哲学者たちは、本質を基礎とすべきかそれとも直接に与えられたものを基礎とすべきかについで論争する(カント、ヒューム、マッハ主義者)。ヘーゲルは「それと、め」のかわりに「そして」を置き、そしてこの「そして」の具体的内容を明らかにする」(レーニン『哲学ノート』松村一人訳、岩波文庫、第一分冊、一九五六年、八四ページ)と指摘している。

(4) ヘンリッヒもこの両契機の統一が本質論の論理を特徴づけるものとして次のように指摘している。

「本質において……はじめて否定的なものそれ自身に自立性が帰せられる。この意味において本質ははじめて完全な意味での絶対的否定性である」(Henrich, op. cit., S. 234.)。

ただしヘンリッヒの見解には四日谷敬子氏が適切に指摘されているように「問題はヘーゲルがそのようなことを為し得る前提であり権利である」という視点が欠落している(四日谷敬子「ヘーゲル美学に於ける「仮現」の範疇と絵画理論」、『理想』五四〇号、一九七八年、一九一ページ)。

(5) その当否は後の叙述から判断してはたかなければならないが「本質を欠いた存在」(II-17)としての仮象と、本質の Scheinen との統一において把握しなおされた Schein との区別を鮮明にするために、Schein を二様に訳

し分けた。

(6) Michael Thennissen, Sein und Schein. Die kritische Funktion der Hegelschen Logik, Frankfurt am Main, 1978, S. 344.

(7) 「存在とは規定された存在である。その規定性は存在的な規定性、質である」(I-115)。

(8) Sein の訳語についていえば、本稿では基本的には存在という語をあてた。しかし Sein 論といわれるような場合には、一つの存在論——この意味については後述する——の一契機としてのその性格を明らかにする必要上から有論と訳した。その他の場合にも論旨を明確にするために有という訳を使った場合もあるが、それ以上の意味をもっているはいない。

(9) 仮象論でのヘーゲルの展開がいわば仮象にかんしてどのように止揚されるのではなく、もっぱら本質の無限の否定性によって止揚されているという事実にもとづく指摘となっているのもこの故である。

(10) たとえばマクダガードはこうした見解にのっとって「表面はその基体を離れてはありえないから、それはその基体への関係において無であり、「非本質」であると推論するのは明らかに間違っている」(John and Ellis McGarrigart, A commentary on Hegel's Logic, New York, reissued, 1964, p. 99.) と批判しているが、批判の前提自体に同意できない。本質のいわゆる無限の否定性をめぐる

混乱もこの否定性の把握にその根拠をもって点については後述する。

(11) 後者についてヘーゲルは「自己を越えて他の量的なものとしての他者を量的に指示すること das quantitative Hinsusweisen は、ひとつの比例限度 Verhältnismäßigkeit となわちひとつの質の出現において没落する」(I-444)と表現している。

(12) 「有の領域においての概念の開示は有の総体となると同時に、またそれでもって有の直接性あるいは有そのものの形式が止揚されるのである」(Sg.)。

(13) 松村一人氏もこの点を「内的原因と外的原因との弁証法的関係」の問題として注目されている(松村一人『ヘーゲルの論理学』勁草書房、一九五九年、二三四ページ)。またこの Spezifizieren がたとえは spezifische Schwere すなわち比重といった使われ方をした場合にも、それがたんに比べるという意味よりも、第一義的にはそれぞれに特有の重さを表わすことについては寺沢氏の指摘がある(ヘーゲル『大論理学一、一八二二年初版』寺沢恒信訳、以文社、一九七七年、四三一ページの訳者注)。

(14) こうした思想を明瞭に示している箇所を一つだけ掲げておこう。「両者はかくしてたんに互いに對して存在している定在一般ではなく、……両者に結びつけられている量規定が質的統一であり、——ひとつの限度規定なのであって、そこにおいて両者は、その概念からして即自的に連関

している。限度はかくして、二つの質の互いの内在的量的関係なのである」(I-403)。

(15) この特有化された量的関係が唯一本質の表現であるわけではない。むしろそれは、もっとも単純な本質の規定としての根底的同一性を意味するものとみるべきであろう。だからこそまた本質論においてのより具体的な諸カテゴリーの体系化が本質の具体的把握のために必要となるのである。

(16) たんなる還元の不十分さについては、スピノザの実体の立場に対するヘーゲルの批判の一つ——すなわちそれが一方では無世界論に陥ると同時に他方では還元されたはずのものの放置になるという批判——も想起されたい(G. W. F. Hegel, Werke, Bd. 20, S. 163 ff.)。

(17) 否定の否定は、この否定的なものの否定的なものとしての自己の否定という形態だけに尽きないがそれについては後述する。

(18) Thennissen, op. cit., S. 378.

(19) Henrich, op. cit., S. 262.

(20) ヘーゲルにおいてはこの見地が結局は「自然を超え(hyper physicos, trans physicam) 現実的運動を超えた、存在自体(esse ipsum) ないし神にかんする学」(岩崎允胤『現代の論理学』弘文堂、一九六一年、二三一ページ) というアリストテレス以来、形而上学に負わされた否定的側面を伴なわざるをえないという点は、すでに註(1)で

も述べたように、本稿では展開できなかった。

(21) 「知は真なるものを認識しようとすることによって……この存在の背後になお存在そのものとは別のなにものかがあり、この背後こそが存在の真理を形成しているという前提でもってそれ「存在…引用者」を貫き通すのである」(II-13)。この背後が具体的にはどのような意味をもっているかについては前節で述べたとおりである。

(22) 「存在はただ無の無への運動としてのみある。だからそれは本質なのである」(II-25)。

(23) 以下に述べる否定の否定の把握は、先きに述べた否定の否定の理解と同様、当該箇所での否定の否定の理解であり、ヘーゲルにおける否定の否定の論理の全体像の詳論は稿を改めて行ないたい。なお岩崎允胤氏は、ヘーゲルからの唯物論的継承という観点から、否定の否定を包括的には自己媒介の論理として把握することを提起されているが、本稿の所論もその理解のコンテキストのうちにあると考えられている。また岩崎氏はこの問題を扱った最新の論文のなかで否定の否定の理解に不可欠と思われる「それ自身否定的なもの」という重要な論点を提出されている(岩崎允胤「否定の否定の法則」、『科学的認識と弁証法』梓出版社、一九七九年所収、二五〇ページ)。

(24) 北村実「ヘーゲルにおける参照の概念」、『フィロソフィア』四七、一九六四年、九九ページ、一〇三ページ。また映現をただ相関とのみ解し「たとえば肯定的なものとは否

定的に自分の反対に関係し、そしてヘーゲルにしたがえばこうした仕方でもそれ自身否定的なものなのである。本質の規定はそれ故他者の否定をとおして否定的に自己自身に関係するのである」というデュージンクの見解も北村氏のシムールと同一のものであろう(Klaus Düsing, Das Problem der Subjektivität in Hegels Logik. Systematische und entwicklungsgeschichtliche Untersuchungen zum Prinzip des Idealismus und zur Dialektik. In: Hegel-Studien, Beiheft 15, Bonn, 1976, S. 330)。なお註(28)も参照されたい。

(25) 上述のことから知られるように、反省がまずもって定立作用であるとしてもそれは反省、本質がいわば創造者として先在させられているのではない。

(26) 反省が定立と前提との統一としてふたたび定立作用であることについては、すでに石井伸男氏が「ヘーゲルの反省の論理——その唯物論的撰取のために——」、『唯物論』(東京唯研会報)四四、一九七二年で指摘されている。

(27) 反省の規定態—反省規定、規定された本質—本質の規定という関係の理解には大村晴雄氏の『ヘーゲルの本質論理』以文社、一九七六年、四三ページの指摘に負うところが多い。

(28) たとえば河内久雄氏は「ヘーゲルでは反省は Logos の「自己への復帰」の関係、相関関係を表わすものとして用いられており」とされ、J・Eエルドマンに依拠して

肯定的なもの、否定的なものなしには、原因は結果なしには考えられない」(河内久雄「ヘーゲルの矛盾論」『思想』五三六号、一九六九年、八〇、八一ページ)といった関係であるとされているが、これは反省の一面にすぎないとい

えよう。原因は結果なしにありえないということと、原因は結果を産出するということとの、後者を主軸とした統一として反省は考えられなければならないからである。

(一橋大学大学院博士課程)